



事例を出し合い 気づいて発見 危険箇所への 対策策く

陸災防「令和3年度 安全衛生標語」荷役部門優秀作品



〈題字初代会長金丸富夫〉

令和3年6月 No.624

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料3,600円)

- | | |
|--|------------------------------------|
| ○ 令和3年度 通常総代会開催 ……(1)～(3) | ○ 連載 マコモ博士のメンタルヘルス2021(20)～(21) |
| ○ 〔厚労省〕「STOP! 転倒災害プロジェクト」について ……(3) | ○ 連載 解説!「労働災害の『事故の型』」 ……(22) |
| ○ 〔厚労省〕全国安全週間を迎えるに当たり ……(4)～(6) | ○ フォークリフト荷役技能検定のご案内 ……(23) |
| ○ 陸運業の労働災害発生状況について ……(7)～(8) | ○ 各都道府県フォークリフト競技大会上位者のご紹介 (24) |
| ○ 夏期労働災害防止強調運動実施要綱 ……(9)～(11) | ○ 小企業無災害記録表彰 ……(25) |
| ○ 「リスクアセスメント事例コンテスト」募集要綱 ……(12)～(13) | ○ 〔中災防〕熱中症対策セットのお知らせ ……(26)～(27) |
| ○ 短期連載 「陸災防労働災害事例生成ツール」
活用編②写真やイラストの入力方法について(14)～(17) | ○ 陸災防の安全衛生図書・用品カタログ (28)～(31) |
| ○ 「令和3年度安全衛生標語」優秀作品を決定 ……(18) | ○ 〔建災防〕フルハート型安全带等買換・改修の補助について (32) |
| ○ 新連載 災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」(19) | ○ 労働災害発生状況(令和2年確定) ……(33)～(34) |
| | ○ 労働災害発生状況(令和3年速報) ……(35) |

令和3年度 通常総代会開催

事業計画等、全ての議案が承認される



当協会の令和3年度通常総代会が5月27日(木)、東京都港区のメルパルク東京において開催されました。今年度の通常総代会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規模の縮小、時間の短縮など可能な限り感染拡大予防策を講じての開催となりました。また、通常総代会に先立ち第12回理事会が同日同所にて開催され、令和3年度通常総代会上程議案等について審議されました。

通常総代会において、渡邊会長が議長となり、①令和2年度事業報告・収支決算、②令和3年度事業計画案・収支予算案、③定款の一部変更案が審議され、すべて承認されました。

令和3年度事業計画においては、新規事業である「荷役労働災害防止対策コンサルティングの実施（高年齢労働者又は荷主庭先等での荷役労働災害を対象）」をはじめとする各種事業の取組が承認されました。事業計画の詳細は、当誌令和3年4月号No.622をご覧ください。

また、厚生労働省労働基準局安全衛生部長田中佐智子様からいただきました祝辞が代読されました。



渡邊会長 通常総代会挨拶（要約）



平素より、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置が広域に発令される中、本通常総代会も、昨年引き続き参加人員を絞り、短時間で、感染症予防対策に万全を期しての開催とさせていただきます。

国内景気も、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にあります。今後、陸運業を取り巻く状況は、当面、厳しさが続くと思われています。

こうした中、総代の皆様におかれましても、事業活動に様々な影響を受けておられることと拝察いたしますが、新型コロナウイルス感染症への対応は当分継続すると思われまします。事業活動が早期に平常化されますことを期待しております。

さて、昨年一年間の陸運業における労働災害の発生状況をみますと、死亡

災害については、87人と前年比14人、13.9%の大幅な減少となり、目標の99人以下を達成し、過去最少の記録となりました。

これは、総代各位をはじめ関係者が一丸となって労働災害防止に取り組んだ賜物と感謝申し上げます。

しかしながら、死傷者数は、15,815人と前年比433人、2.8%の増加となり、目標の15,356人を大きく上回る事となりました。

さらに、今年に入りまして、死亡者数・死傷者数とも増加していることが懸念されます。

今年度は「陸運業労働災害防止5か年計画」の4年度目に当たり、その目標を達成すべく、引き続き災害防止に向けた強力な取組が求められております。

こうした現状を踏まえ、今年度は国からのご支援も頂戴しながら、災害が多く発生している荷役関連災害の防止をはじめとして、本部・支部一体となって、労働災害の防止に向け、総力を挙げて取り組んでまいります。本年は、Webを活用した講習会等の試行をはじめとして事業活動に工夫をこらし、荷役ガイドラインの周知徹底及び現場診断を含めた個別事業場へのコンサルティングにも努めてまいります。

皆様のご協力をお願い申し上げます。



厚生労働省労働基準局田中安全衛生部長 通常総代会祝辞（要約）



貴協会並びに会員の皆様には、日頃より労働安全衛生行政の推進に対しまして、多大なる御支援と御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等の影響により貨物取扱量等が増加し、陸上貨物運送事業における安全や健康へのより一層の配慮が求められております。このような中、総代会開催にあたって、御尽力いただいた本部の皆様、関係者の皆様に重ねて御礼申し上げます。

さて、本年度は第13次労働災害防止計画の4年度目に当たります。

先般公表いたしました昨年の労働災害発生状況についてみると、死亡災害については、802人と過去最少となりました。

これはひとえに、貴協会並びに関係者の皆様のたゆまぬ御努力の賜であります。

しかしながら、本来、労働の現場で人が亡くなるということは、決してあってはならないことであり、未だに1年間に800人を超える尊い命が失われている現状を重く受け止めていただき、死亡災害の撲滅に向け、引き続き、御尽力、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

第13次労働災害防止計画では、陸上貨

物運送事業については、平成29年と比較して、令和4年までに死傷年千人率で5%以上減少させる目標を掲げておりますが、昨年の死傷年千人率は8.94と、平成29年と比較して増加し、全産業の死傷年千人率の約4倍と他の産業と比較して高い水準となっています。

また、陸上貨物運送事業では、荷役作業中の労働災害が死傷者数全体の約7割を占めていることから「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく基本事項の徹底を図るとともに、「荷役5大災害」である、墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及び後退時の事故の防止に向けて、安全衛生指導などの一層の取組をお願いいたします。

死亡災害の4割近くを占める交通事故の対策については、引き続き、「交通労働災害防止のためのガイドライン」や改善基準告示を遵守していただき、無理のない走行計画の作成、日々の点呼による運転者の睡眠不足を含む健康状態の把握、定期健康診断の確実な実施をお願いいたします。

最後になりますが、今後とも貴協会とは連携を図りながら、陸上貨物運送事業における労働災害の撲滅に向け、ともに歩み進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、関係者の皆様の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

【厚生労働省からのお知らせ】

**6月は「STOP！転倒災害プロジェクト」の重点取組期間です
～職場での転倒災害が増加しています～**

厚生労働省は、労働災害で最も多い転倒災害を防止するため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を実施し、全国安全週間（7月1日～7日）の準備期間である6月をこのプロジェクトの重点取組期間としています。

厚生労働省は、この重点取り組み期間を通じて、事業者の皆さまに、安全委員会等における転倒災害防止の現状と対策の調査審議、チェックリストを活用した点検の実施などを重点的に呼びかけ、全ての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を推進していきます。

この情報についての詳細は次のURLからご覧ください（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18858.html

第94回全国安全週間を迎えるに当たり ～2021東京大会のレガシーとしての安全安心な職場づくり～

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長 安達 栄

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。また、新型コロナウイルス感染防止対策に御尽力を頂いていることに重ねて御礼申し上げます。

来月7月1日から7日までは全国安全週間です。「人命尊重」という基本理念の下、「安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、今年で94回目を迎えます。全国安全週間を迎えるに当たり、陸運事業における職場の安全の現状と課題、今後の皆様に期待する取組などについて述べたいと思います。

1 2021東京オリンピック・パラリンピックのレガシーは「健康×スポーツ」

突然ですが来月はいよいよ2021東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定です。原稿を書いている時点では、コロナ禍での開催に向け、無観客開催を含め様々な議論がなされています。是非、万全な感染防止対策のもとで安全に開催がなされ、スポーツの力で日本を、世界を元気にしてくれることに期待したいと思います。

さて、スポーツというと、皆さんは何を連想するのでしょうか？

サッカー、野球、2019年に盛り上がったラグビーなど、競技性が高く、負荷の大きな身体活動を連想した方も多いかもかもしれません。スポーツは一部のアスリートが行うもので、自分には関係ないと考えている人も多いのではないのでしょうか。しかし、スポーツの語源は「デポルターレ（deportare：気晴らし、楽しみ）」であり、もともとは楽しみながら行う身体活動のことです。実際に最も実施されているスポーツは、圧倒的に「ウォーキング」で

す。女性ではヨガ、エアロビ、男性ではゴルフ（練習場での打ち放しを含む）の実施率が高くなっています。スポーツは決してハードルの高いものではなく、身近な身体活動を楽しんで実施するなど、是非、スポーツを自分事にしていただきたいと思います。

スポーツは個人の取組のみならず、企業における取組がとても有効です。例えば、歩数競争、レクリエーションなどのスポーツ活動を導入した企業からは、「社内でコミュニケーションが良好になった」、「メンタルヘルス対策に効果があった」などの高評価が聞かれるほか、健康経営の観点からも導入が進められています。また、普段、スポーツに無関心な方も、企業の取組が有効なきっかけとなります。

最近の労働災害を見ると「転倒」、「腰痛などの『動作の反動・無理な動作』」といった行動災害が多数を占めています。職場の運動・スポーツを通じた健康づくりが、行動災害の防止にも役立つものと期待されています。

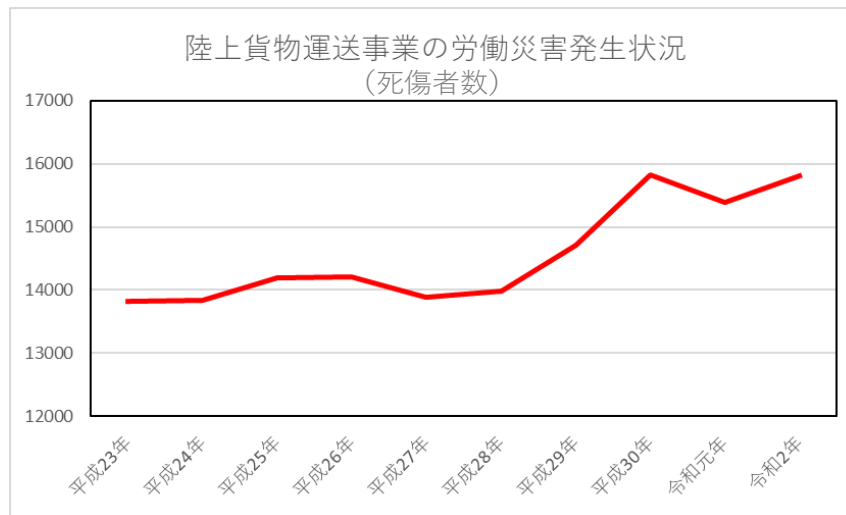
来月の東京大会を契機に、オリンピック・パラリンピックへの関わりとして、企業（職場）単位で運動・スポーツを取り入れた健康づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。皆様にとっての大会レガシーとなるものと考えています。

2 陸運業の労働災害の発生状況

～交通事故は大幅に減少、しかしトラック荷台からの墜落災害などは増加傾向～

本題に入ります。最近の陸運業の労働災





害の状況はどうなっているのでしょうか。

○中期的な傾向として、30年前(平成元年)と直近の令和2年を比較すると、

①死亡災害は約1/3に減少(307人→87人)、特に交通死亡事故は約1/7にまで減少(216人→32人)、

②死傷災害(4日以上の休業を伴うもの)は全業種で4割減(217千人→125千人)しているものの、陸運業は1割減にとどまっています(17,300人→15,815人)。

○死傷災害は、長い間、製造業、建設業、陸運業の順に多かったのですが、近年は陸運業が建設業を抜いて2番目に労働災害が多い業種となっており、近年も増加傾向にあります(図参照)。

○死傷災害の特徴としては、

①最も多発しているのがトラックなどからの「墜落・転落」(令和2年4,315人)、荷役作業における墜落災害の対策が課題

②「墜落・転落」に次いで多いのが、「転倒」(2,604人)、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」(2,734人)と作業方法にも起因する行動災害が多く発生しています。

③労働災害の発生率の指標である年千人率(1年間の労働者1,000人あたりに発生した死傷者数の割合)は8.94、これは全業種2.33の約4倍と高い水準となっています。

以上のとおり、現下では陸運業が労働災

害防止の最重要業種となっています。このような状況をご理解いただき、まずは各社における状況を確認の上、全国安全週間を契機とした積極的な取組をお願いいたします。

3 全国安全週間を迎えるに当たり

○陸運業の労働災害の動向を踏まえ、個別対策として何点か述べます。

①荷役作業中の労働災害が多発していることから、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を参照頂くようお願いいたします。特に、荷役作業中の「墜落・転落」による死亡災害の多くが頭部の損傷です。引き続き、荷役作業中のヘルメットの着用の徹底をお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139559.html>

②労働災害の約6割が50歳代、60歳以上の方が占めています。一方で今後、高年齢者の就業者の一層の活躍の場が増えていくことが想定されています。高年齢者の方が安全で働きやすい職場環境の整備を進めるために、「エイジフレンドリーガイドライン」を公表しています。また、中小事業者向けの職場改善の補助金もありますので、ご活用ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000691520.pdf>

③職場の安全対策に取り組むに当たっては、企業全体の労働災害の状況をできるだけ詳細に把握・分析することが重要です。陸災防が今年度より「陸災防労働災害事例生成ツール」を作成し、運用を開始しています。このようなツールの活用も効果的でしょう。また、先行事例（好事例）を参照することも大変参考になります。ウェブ上にいろいろな事例も公表されていますのでご活用ください。

（例） <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/000583798.pdf>

○陸運事業の労働災害の半数以上は、休業見込み期間が1ヶ月以上となっています。一方で陸運事業者の85%が「トラックドライバーの不足」としており、「非常に人手が不足している」も26%となっています（全日本トラック協会調べ）。言うまでもなく、働きやすい安全な職場環境づくりは、人材確保の面から

も、重要な経営課題であります。従業員が安全で安心して継続して働ける環境づくりのご尽力をお願いします。

結びに、今年の全国安全週間のスローガンは、次のとおりです。

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目指します。昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願いいたします。

全国安全週間を契機とした安全活動の積極的な取組が促進されますよう重ねてお願い申し上げます。

【陸災防協賛の安全活動のご紹介】

+ 全国安全週間 +

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

全国安全週間期間：7月1日～7月7日

準備期間：6月1日～6月30日

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

今年で94回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

厚生労働省では、7月1日(木)から7日(水)までを「全国安全週間」、6月1日(火)から30日(水)までを準備期間として、各職場における巡視やスローガンの掲示、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を行っていきます。

実施要綱等、詳細は次のURLからご覧ください。

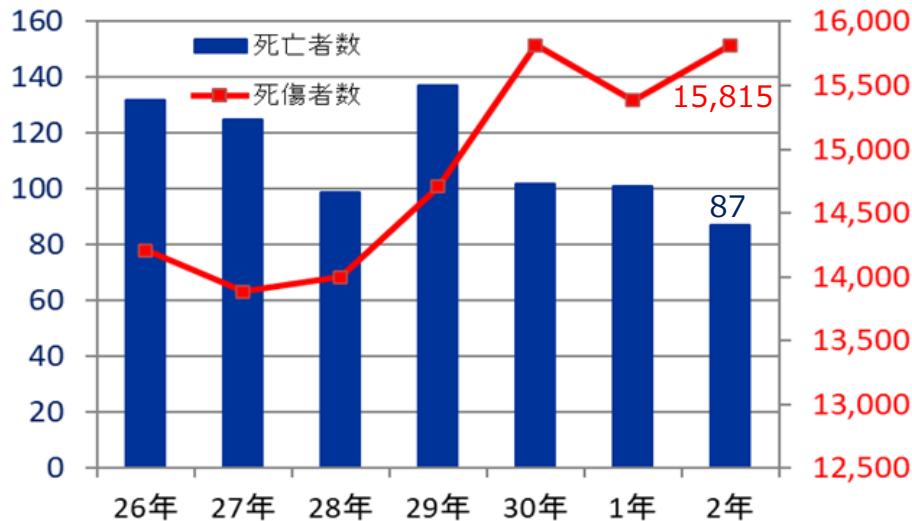
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17450.html

令和2年における 陸運業の労働災害発生状況について

死亡者数は14名減少（過去最少の87人）
死傷者数は増加に転じる（15,815人）

令和2年（1月～12月）における陸運業の労働災害発生状況（確定値）の特徴等について取りまとめを行いました。

陸運業の労働災害発生状況の推移

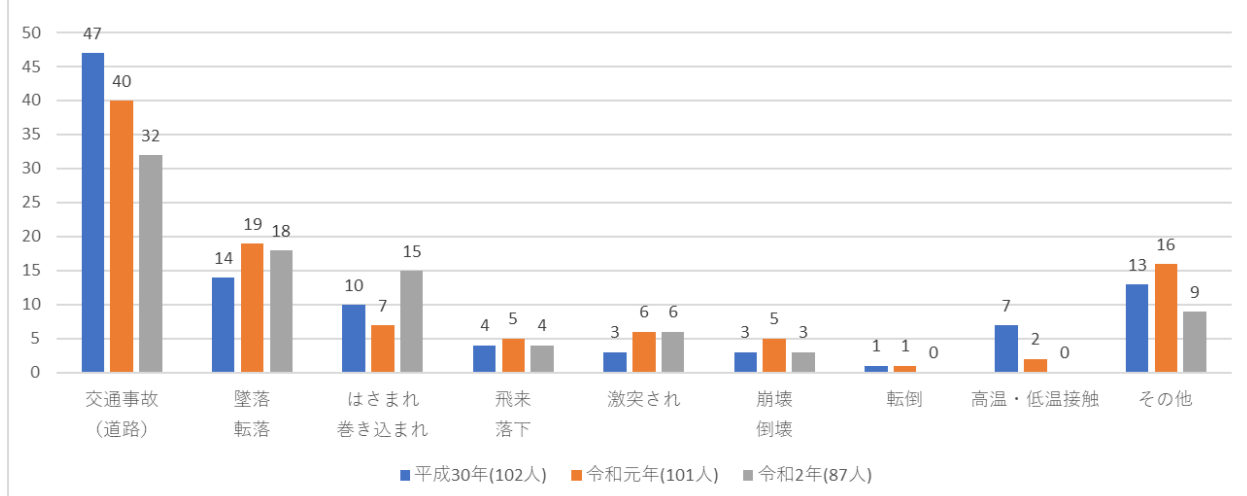


1 死亡災害は14名の減少（過去最少の87人）

死亡災害は87人（前年比－14人）となり、過去最少を記録することができました。

事故の型別でみると、「交通事故（道路）」が最多の32人であるものの、前年と比べて8人の大幅な減少となりました。その一方で、「はさまれ、巻き込まれ」が15人と前年から8人の大幅な増加となっています。

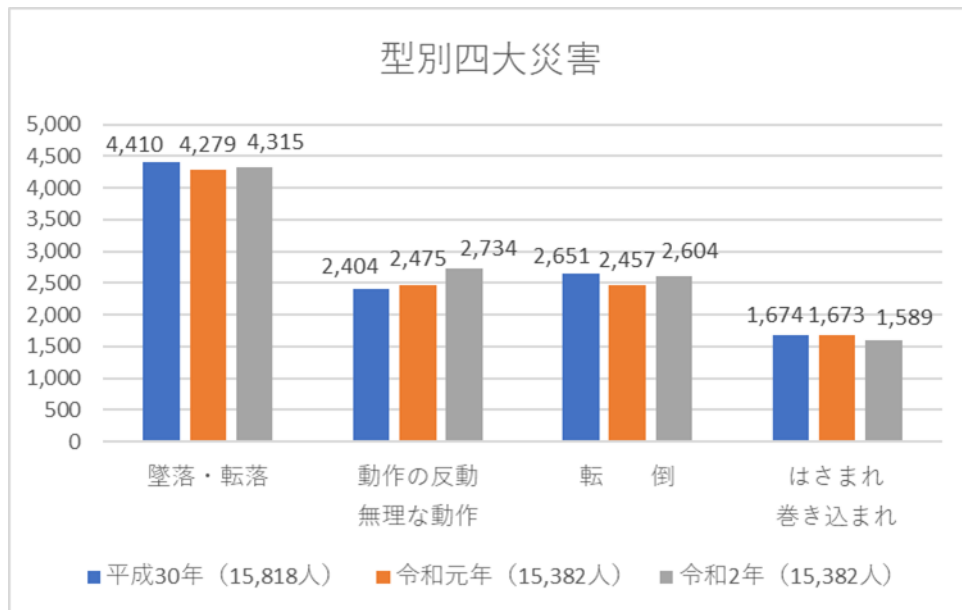
死亡災害発生状況（事故の型別）



2 死傷者数は増加に転じる（15,815人）

死傷災害においては、前年から433人増加し15,815人となり、前年の減少から再び増加に転じました。事故の型別でみると「動作の反動、無理な動作」が259人増加の2,734人、「転倒」が147人増加の2,604人と大幅な増加があり、次いで「墜落・転落」が36人の増加と、荷

役関連作業に起因する災害が多数を占めていて、荷役作業に関する労働災害の防止対策を一層強く進めていくことが必要です。また、死亡災害で最も増加した「はさまれ、巻き込まれ」については84人の減少となっています。

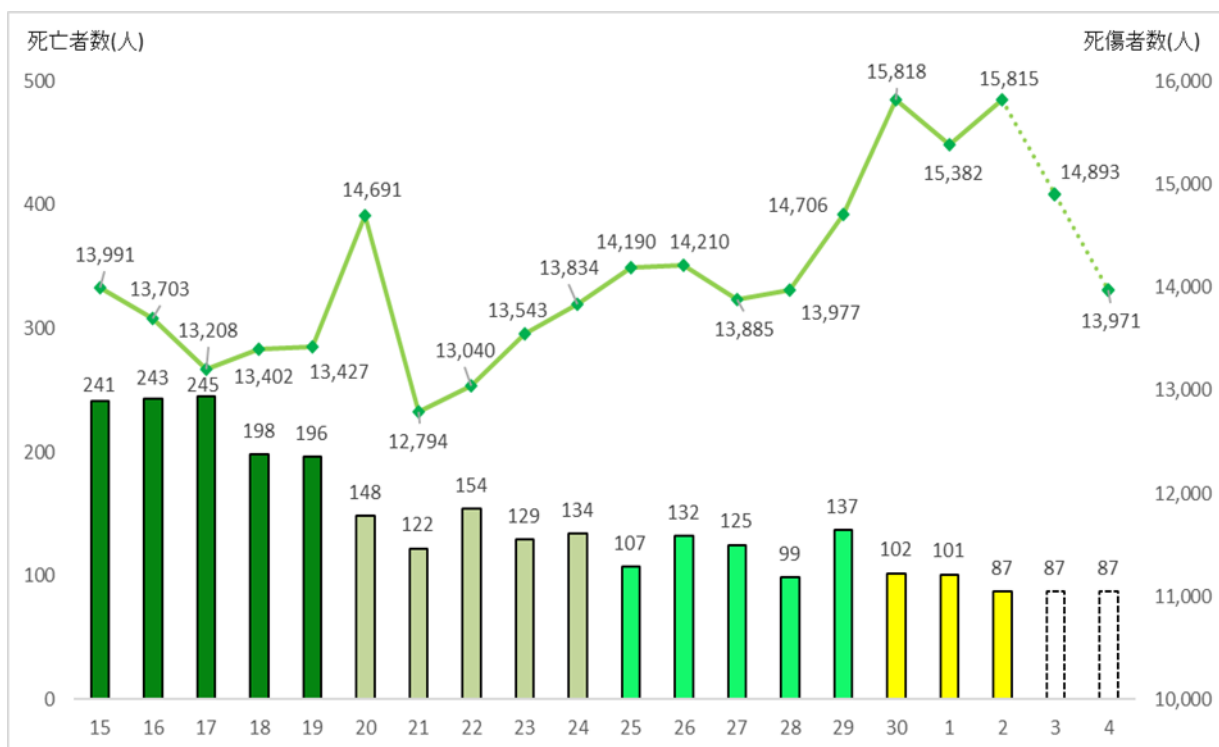


3 まとめ

令和2年は、陸上貨物運送事業労働災害防止計画（2018年度～2022年度）の3年度目でした。皆様のお取組により、死亡者数が前年と比べて14人、過去最少であった平成28年の99人と比べても12人の大幅減少を達成しました。

本年は、同計画4年目に当たり後期にさしかかります。死亡災害については交通労働災害及び荷役災害の防止を重点とした取組、特に近年増加傾向にある高齢者に対する労働災害防止対策を講じるとともに、死傷災害については全国各地で荷役災害防止担当者講習会を開催する等、荷役関係災害の防止を中心に取組んでまいります。

会員事業場の皆様におかれましては、陸運業の災害の特徴を踏まえ、労働災害防止に向けた一層の取組をお願いいたします。



7月に「夏期労働災害防止強調運動」を実施します！

陸災防では、7月1日から31日において夏期労働災害防止強調運動を実施し、死傷災害の多くを占める荷役災害防止を中心として、労働災害防止対策への取組を一層進めてまいります。

会員事業場の皆さまにおかれましても、労働災害防止活動に積極的にお取り組みいただくようお願いいたします。

令和3年度 陸上貨物運送事業 夏期労働災害防止強調運動実施要綱

1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」（2018年度～2022年度）に基づき、

- ①死亡者数：2018年から2022年の5か年中に15%以上減少させる（2021年は、87人以下）
- ②死傷者数を2017年から5%以上減少させる（2021年は、14,893人以下）
- ③健診の完全実施及び健診結果に基づく有所見者に対する適切な事後措置の徹底を図る

とした目標を設定し、その目標を達成するため、積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和3年の労働災害発生状況（1～4月速報値）は、死亡災害が22人（前年同期比+2人、+10.0%）と増加し、死傷災害は4,330人（前年同期545人、14.4%）と大幅に増加している。

死傷災害では、墜落・転落、転倒による災害が依然として多く発生しているとともに、昨今、動作の反動・無理な動作による災害が多発傾向にあり、荷役災害の防止に、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、深刻化している労働者の高齢化問題に対しては、厚生労働省が「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を示しており、同ガイドラインを踏まえ、高年齢労働者の労働災害を防止することも急務である。

また、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働

安全衛生関係法令を遵守することはもとより、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日（木）から7月31日（土）までの1か月間を、令和3年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

2 実施期間

令和3年7月1日（木）から7月31日（土）まで

3 スローガン

「事例を出し合い 気づいて発見 危険箇所への 対策築く」

（令和3年度安全衛生標語 荷役部門優秀作品）

4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

5 後援

厚生労働省

6 実施者

会員事業場

7 取組の重点

- (1) 死傷災害の減少を図るため、同災害の約7割を占める荷役災害の防止を重点とし、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を周知するとともに、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（以下「荷役ガイドライン」という。）に基づき、全国各都道府県における荷役災害防止担当者講習会の実施、荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会の開催、荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役労働災害防止安全教育を実施するなど荷役労働

災害防止対策を推進する。

- (2) 死亡災害の約4割を占める交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施するとともに、全国各都道府県において「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」を活用した「高年齢労働者に配慮した陸運業のための労働災害防止対策セミナー」を実施する。
- (3) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を踏まえた取組を行う。
- (4) 高年齢労働者の労働災害を防止するため、エイジフレンドリーガイドラインの周知を図るとともに、各労働局・労働基準監督署の協力の下、高年齢労働者の荷役労働災害再発防止対策のコンサルティングを実施する。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定着を図る。

8 主唱者の実施事項

(1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施

- ・交通事故、労働災害防止大会の開催
- ・「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
- ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
- ・陸運防災指導員会議等の開催

(2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底を図る

厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊子等の啓発資料を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。

(3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進

- ・本年4月から運用を開始した「陸災防労働災害事例生成ツール」（以下「生成ツール」という。）の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。
- ・生成ツールを活用した「リスクアセスメント事例コンテスト」（本誌12ページ募集要綱参照）を実施する。

(4) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等について周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」（本誌11ページ参照）により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

職場の安全衛生自主点検表

令和元年5月作成

事業場名	従業員数	人
点検年月日	令和 年 月 日	点検者氏名
点検年月日	令和 年 月 日	印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要な事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」や厚生労働省が平成25年3月に策定した「荷役ガイドライン」の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

点検項目	点検項目	点検項目	点検項目	点検項目
1 基本的な取組（リスクの低減）				
安全衛生方針の表明（1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
安全衛生目標の設定（同上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
安全衛生計画の作成（同上、計画の実施、評価、改善を含む。）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
リスクアセスメントの実施（荷役作業関係）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
安全衛生管理規程の作成（交通及び荷役労働災害防止を含む。）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
2 安全衛生管理体制				
労働者10～49人				
労働者50人以上				
総括安全衛生管理者の選任(100人以上)	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
安全衛生推進者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
産業医の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
安全管理者、衛生管理者の選任	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
安全衛生委員会の開催（月1回以上）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
3 安全衛生教育の実施状況				
雇入れ時の教育	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
作業内容変更時の教育	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
日常の教育（危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
能力向上の教育（安全管理者等の定期教育等）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
事故発生者に対する教育	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
腰痛予防のための管理者教育	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
腰痛予防のための作業従事者教育（自動車運転者、重量物取扱者）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
4 健康管理				
雇入れ時の健康診断	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
定期健康診断（年1回）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
深夜業従事者に対する健康診断（年2回）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
過重労働対策（時間外・休日労働時間数）	<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～80時間	<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間	<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間	<input type="checkbox"/> 月45時間以内 <input type="checkbox"/> 月80時間超～100時間
※ 休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間				
時間外・休日労働が1月当たり80時間を超える労働者で申出のあった者に対する医師による面接指導の実施	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
ストレスチェックの導入（50人以上義務、50人未満努力義務）	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
高ストレス者の申出による「医師による面接指導」実施	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない

(注) 荷役ガイドライン：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
 災防規程：「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

5 荷役労働災害防止対策

(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育

- 作業計画の作成（車両系荷役運搬機械による作業） している していない 該当なし
- 荷役災害防止の担当者の指名* している していない 該当なし
- 車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任 している していない 該当なし
- 積卸し作業指揮者の選任（一の荷でその重量が100kg以上） している していない 該当なし
- 荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施* している していない 該当なし
- 荷役作業の危険予知訓練 している していない 該当なし
- 荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置* している していない 該当なし

(2) 荷役災害防止の措置

- 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書)* している していない 該当なし
- トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置* している していない 該当なし
- 主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備 している していない 該当なし
- 荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策* している していない 該当なし
- ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー エ テーラゲートリフト オ ローラボックスバレット している していない 該当なし
- 作業開始前点検（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
- ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ 器具・工具 カ その他 している していない 該当なし
- 定期自主点検（同上） している していない 該当なし
- ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 している していない 該当なし
- 危険作業従事資格者の配置（同上） している していない 該当なし
- ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業 エ 玉掛け作業 オ その他 している していない 該当なし
- 保護帽（墜落時保護用） している していない 該当なし
- 安全靴の使用 している していない 該当なし

6 交通労働災害防止対策

(1) 交通労働災害防止のための管理体制

- 運行管理者の選任 している していない 該当なし
- 交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 している していない 該当なし

(2) 適正な労働時間

- 時間外労働及び休日労働に関する協定 している していない 該当なし
 （原則：1月45時間、1年360時間、初年度は令和6年3月31日まで猶予）
 拘束時間等（1ヶ月200h以内）（1日13h以内）（1日の運転9h以内）（1日の運転9h以内）（1日の運転9h以内）

(3) 走行管理等

- 走行計画の作成及び指示 している していない 該当なし
- 走行経路の決定 している していない 該当なし
- 乗務記録に基づく適正な走行管理 している していない 該当なし
- 点呼の実施 している していない 該当なし
- 乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 している していない 該当なし
- 乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 している していない 該当なし

(4) 安全衛生教育、意識の高揚

- 安全衛生教育、意識の高揚 している していない 該当なし
- 交通安全教育 している していない 該当なし
- 危険予知訓練 している していない 該当なし
- 運転適性診断 している していない 該当なし
- 意識の高揚（該当するものに○をつけてください。） している していない 該当なし
- ア 交通安全情報マップの作成等 イ 標語募集 ウ ポスター掲示 エ 表彰 オ その他 している していない 該当なし

(注) *印の付いた項目は、荷役作業安全ガイドラインに關係する項目です。

陸災防労働災害事例生成ツールを活用した 「リスクアセスメント事例コンテスト」募集要綱

当協会では、陸災防労働災害事例生成ツールを活用し、陸運業で働く人々の労働災害の防止に資するための「リスクアセスメント事例コンテスト」を実施いたします。

応募事例の中から入選事例を選定し、最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、最優秀賞は令和3年11月11日（木）に熊本県熊本市にて開催する第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本において表彰するとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表いたします。

また、入選事例は、陸災防労働災害事例生成ツールの共有事例に用い、広く活用していただくこととしております。

皆様から多数の応募をお待ちしております。

目的

陸災防労働災害事例生成ツールの普及、活用を促進するとともに、共有事例の充実を図り、もって企業・事業場における安全教育・安全意識の一層の向上に寄与することを目的とする。

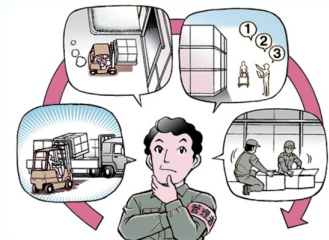
主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

リスクアセスメント事例コンテストのテーマ

次の3部門についてのリスクアセスメント事例とする。

- (1) トラックに関連する事例部門
墜落・転落、荷崩れ、無人暴走、後退時の事故等（走行に関するものは除く。）
- (2) 荷役運搬機械に関連する事例部門
フォークリフト・テールゲートリフター等を用いた作業
- (3) 人力作業・人力運搬機に関連する事例部門
台車・ロールボックス等を用いた作業



応募の資格

次のいずれかに該当する方

- (1) 当協会の会員事業場（賛助会員を含む。）の役員・従業員である方
- (2) 当協会の役職員の方

応募の方法等

- (1) 応募に際しては、事前登録が必要です。本コンテスト専用のIDを発行しますので、登録フォームの「担当者様氏名」の欄に、氏名（コンテスト応募用）と付記し、登録し、当該IDにて事例を作成してください。（ご登録いただいたIDは、コンテスト後も引き続きご使用いただけます。）
- (2) 事例は、自作で、他で使用されていないものに限りです。
どの部門についても応募いただけますが、1部門の事例数は、お一人につき、2点以内とさせていただきます。
- (3) 本生成ツールの「発生状況」「原因」「再発防止対策」「正しい作業手順の流れ」の各項目は、コマ送り動画を想定していますので、必ず複数枚の写真又はイラスト（各項目6枚まで登録可）を使用してください。

募集の期間

令和3年6月10日(木)～7月30日(金)入力分まで

入選事例

(1) 入選事例は、次のとおりとし、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選事例数	賞品
最優秀賞	3事例（各部門ごとに、1事例程度）	表彰状・クオカード（3万円）
優秀賞	6事例（各部門ごとに、2事例程度）	表彰状・クオカード（1万円）
入選賞	30事例程度（各部門毎に、10事例程度）	陸災防図書・用品3千円分の金券(※)
応募者全員		・年末年始労働災害防止強調運動紙のぼり ・卓上カレンダー

※組み合わせは自由で、合計3,000円以下とします（割引券としても使用可）。

(2) 令和3年8月下旬に、当協会において入選事例を決定して、ご本人に通知いたします。なお、事例中の文言等について、より具体的、適切な表現となるよう若干の修正が入る可能性があります。

令和3年11月11日（木）開催の第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会in熊本の式典で、入選事例とともに、入選者の方に対する表彰を行います。また、各部門の最優秀賞の方々には、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（熊本県熊本市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いいたします。

(3) 入選事例は、陸災防労働災害事例生成ツールの共有事例として扱うとともに、当協会のホームページや広報誌「陸運と安全衛生」で公表します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。

(4) 入選事例の著作権は、当協会に属するものとします。
会員企業・事業場で広く活用していただきます。

応募事例及び個人情報の取扱い

- (1) 応募事例は返却しません。協会が共有する事例として相応しいと判断した場合は、本人の合意のもと、共有事例として扱うことがあります。
- (2) 応募された際の個人情報は、協会が責任をもって管理し、入選事例の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送のためにのみ使用します。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部 技術課
TEL : 03-3455-3857 FAX : 03-3453-7561
E-mail : ra-contest-registration@rikusai.or.jp

「リスクアセスメント事例コンテスト」URL

http://rikusai.or.jp/ra_contest/

【短期連載】 陸災防労働災害事例生成ツールの活用方法



災害が発生した！
 ～同じ過ちを繰り返さないために！～



入力編その② 写真やイラストの入力方法について

本誌先月号において、「災害事例の文字入力について」お伝えしました。事例を伝えるのに文字は必要ですが、文字情報だけではなかなかイメージしにくいものです。本生成ツールでは、「災害の発生状況」「災害の原因」「再発防止対策」「正しい手順の流れ」の各コンテンツに、写真やイラストを挿入することができるので、有効に活用してください。

- ① 実際に現場で撮った写真、イラストを、画像ファイルに最大6枚を追加します。

災害事例編集 - 発生状況コンテンツ登録

文章の登録 > 発生状況コンテンツ登録 > 災害の原因コンテンツ登録 > 再発防止対策コンテンツ登録 > 作業手順コンテンツ登録

画像の登録を行う

登録可能な画像ファイルは10MB以下のjpeg, png, gifファイルです
 画像を変更する場合はファイルを指定してください
 ※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

画像ファイル

6枚まで登録可能

1	<input type="text"/>	参照
2	<input type="text"/>	参照
3	<input type="text"/>	参照
4	<input type="text"/>	参照
5	<input type="text"/>	参照
6	<input type="text"/>	参照



- ② エフェクト（効果）は、気象状況や火災など、画像ファイルを効果的に見せるために、必要に応じて追加してください。デフォルトでは雨の効果が入っていますが、ご自身で用意して使用することが可能です。

エフェクト画像

未指定

エフェクト画像を自分で用意する

登録可能なエフェクト画像ファイルは10MB以下のgif, pngファイルです
 画像を変更する場合はファイルを指定してください
 ※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

エフェクト画像ファイル

参照

- ③ また、よりリアルに再現する方法として、効果音を挿入することもできます。

音声の登録を行う

登録可能な音声ファイルは10MB以下のmp3, m4aオーディオファイルです
 音声を変更する場合はファイルを指定してください
 ※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

音声ファイル

[参照](#)

- ④ 挿入した画像は、「事例再現」でPC上で見る方法と、「印刷」した紙ベースでみる方法の2通りです。

【事例再現】PCにて見ることができます。

災害事例

トラックの荷台から降りる際に転落 [共有](#)

[次へ](#)



< < > > 自動で画像を切り替える

災害の発生状況

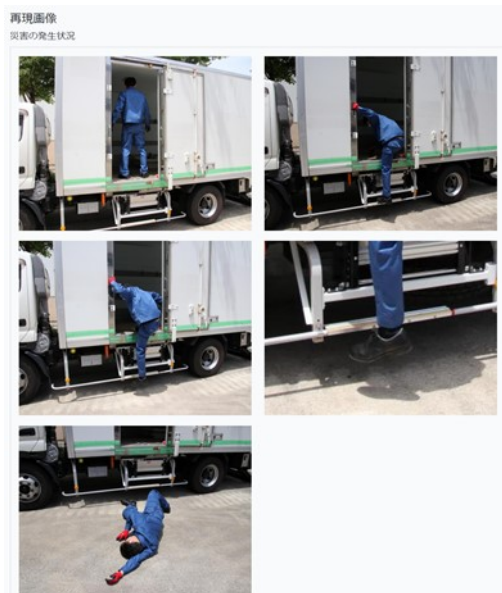
保護帽を被っていない状態で荷台で作業しており、荷台から降りようとした際に3点支持をせず、足をステップから踏み外して転落し頭を強く打ち死亡。

[一覧に戻る](#) [概要に戻る](#)

「自動で画像を切り替える」にチェックを入れると、複数枚登録した画像が自動的にコマ送りされ、リアリティのある再現動画として再現できます。

【印刷】登録した画像が一覧表示され、配付資料として活用できます。

【災害の発生状況】



【再発防止対策】

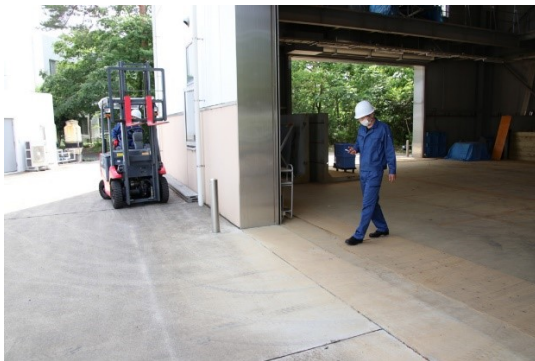


以上が、画像挿入する部分の説明となります。

このツールの最大の特徴は、災害事例に近い状況を再現し、事故の状況を分かりやすく説明できることですが、**写真を撮ったために災害が起こるようなことは、あってはなりません。危険な行為は絶対にしないでください。**本ツールの共有事例でも写真を掲載していますが、以下のような方法であれば、安全に撮影することができますので、撮影の参考にしてください。

- 次の2つのシーンは、フォークリフトは駐車ブレーキをかけ、エンジンを停止した状態、人はぶつかった演技で撮影しています。

【携帯を見ながら倉庫を出た際、フォークの爪に頭部が衝突したシーン】



【検品作業中、フォークにひかれたシーン】



- 次のシーンは、トラックは駐車ブレーキをかけエンジンを切り、輪止めをしています。人は挟まれているような状況を演じています。

【トラックを誘導中、ポールとトラック後方に挟まれる】



以上のように、工夫をすれば災害の再現事例を作成することが可能です。分かりやすい資料を作成し、二度と同じ過ちを起こさないために、本ツールを有効にご活用ください。**くれぐれも、ご安全に！**

陸災防労働災害事例生成ツール

事例生成ツールとは

ブラウザ上で災害事例を誰でも簡単に入力でき、社内教育や共有資料として、見やすく、シンプルに出力できるツールです。

特徴

- ・ 再発事故防止、危険予知・リスクアセスメントの両面からの安全対策を図ることができます。
- ・ 自社内の写真を活用できるので、実態に即した現場環境を再現することができます。
- ・ 画面上で動的に画像が動かすことができるので、リアリティのある再現が可能です。
- ・ 全て無料で利用できます。（陸災防の会員は共有化された全ての事例の閲覧ができます。）



お申込み欄

ツールの利用にはお申込みが必要です。欄内に必要事項を全てご記入ください。

会社名・営業所名			
会員・非会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 <small>(賛助会員含む)</small>	<input type="checkbox"/> 非会員	担当者名
住所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
希望ログインID <small>(6文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			
希望パスワード <small>(8文字以上で英字と数字を混在させてください)</small>			

ご記入後にメールまたはFAXにてお申込みください

E-Mail : saigajirei.registration@rikusai.or.jp

FAX : 03-3453-7561

(注)登録完了後メールにてお知らせいたします。数日経っても届かない場合は下記の「お問い合わせ」までご連絡ください。お申込みいただいた登録情報は、当ツール使用の目的のみに利用させていただきます。

お問い合わせ：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 技術管理部

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561



陸災防「令和3年度安全衛生標語」優秀作品を決定しました

2月から4月まで「令和3年度安全衛生標語」の募集を行ったところ、5,858作品という多くのご応募をいただきました。誠にありがとうございました。

このたび、ご応募いただきました作品の中から優秀作品を決定いたしました。

優秀作品につきましては、今後陸災防の労働災害防止強調運動のスローガンやポスター等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

陸災防「令和3年度安全衛生標語」 優秀作品

（敬称略）

応募総数：5,858

【荷役部門】

[最優秀賞] 事例を出し合い 気づいて発見 危険箇所への 対策築く

石川県 日本通運株式会社 金沢支店 有東 幸恵

[優秀賞] 荷主と連携 安全点検 小さなことから確実に

鳥取県 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 鳥取県支部 南條 太宏

【交通部門】

[最優秀賞] プロとして 問われる意識と対応力 リスク回避で安全運行

千葉県 株式会社トポスエンタープライズ 白木 孝二

[優秀賞] 慣れた道ほど 危険が潜む 一歩先読む 予知運転

福島県 レンゴーロジスティクス株式会社 矢吹営業所 小桧山 伸太

【健康部門】

[最優秀賞] 心と身体のおSOS みんなで共有 健康職場

沖縄県 白石運送株式会社 新垣 恵子

[優秀賞] 意識して！ 心と身体健康管理 あなたの未来 家族の未来

静岡県 井上運送株式会社 山口 博之

（注）当協会の安全衛生標語を使用される場合は、事前に陸災防本部までご連絡ください。

陸災防本部広報課 TEL：03-3455-3857

【新連載】安全衛生水準向上にお役立てください！

災害事例に学ぶ「労働安全衛生関係法令」 第1回

はじめに

労働安全衛生法で、事業者に求めている労働災害防止のための危害防止基準は、安衛法第20条から第25条で定められ、具体的な遵守事項は、労働安全衛生規則やクレーン等安全規則などの関係法令で規定されています。

前月まで連載しました「やさしく解説『労働安全衛生法』」に続き、今月号からは陸運業に関連した関係法令について、災害事例などを紹介しながら、関係法令の適用等に関して説明しますので、今後における自主的な安全衛生管理活動にご活用ください。

1 機械、器具その他の設備による危険

機械等により生ずる危険の範囲は、機械特有の作業部分や動力伝達部分の機械的運動限界内に労働者の身体の一部が入る場合に発生する危険が最も一般的であります。原材料、加工物等の飛来等の物理的な危険や機械等の破裂等の構造的な危険等も含まれます。

安衛法第20条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

1 一般基準

(1) 動力しや断装置(電源スイッチ等)について

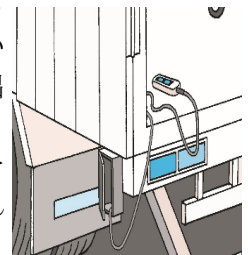
災害事例

○月×日、労働者Aさんは会社の倉庫内で、携帯用電動カッターをテーブルに固定した機械で、トラックのキャビンで使用する小物を作っていた。テーブル面に細木を置き、片手を添えながら切断する位置を決めようとしていたとき、突然、カッターが回転して手指を切創した。機械の製造者等は不明であったが、以前から社内で使用されていた。機械の起動した原因は、電源スイッチがテーブル側面に取り付けられた押しボタンが突出した状態であったことから、Aさんの身体の一部が何らかの拍子で、電源スイッチに触れて起動したものと推定された。

なお、電源スイッチには「入」、「切」の表示がされていた。

安衛則の適用

機械の種類を問わず、機械の運転中に必要が生じたときには、速やかに動力をしゃ断して運転を停止する電源スイッチ等を機械ごとに設けなければならないことが定められ、電源スイッチ等は容易に操作ができ、誤起動しない構造でなければなりません。また、押しボタン式のスイッチについては、不意の接触によって起動するおそれのないように押しボタンが突出していない埋頭型もしくはボタン部分にガードを設けたものを用いなければなりません。



災害事例における「身体の一部が何らかの拍子でスイッチに触れて起動した」という発生状況からみて、機械に取り付けられていた電源スイッチは突出した押しボタンでありながら、ボタン部分に囲いなど設けられていなかったことが認められることから、安衛則第103条第3項が適用されるものと考えられます。事業者は、労働者に機械を使用させる場合には、自他社の所有に関わらず、不意に機械が起動しない要件を備えた電源スイッチの有無を確認することが必要となります。

安衛則第103条

- 1 事業者は、機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しや断装置を設けなければならない。
- 3 事業者は、第一項の動力しや断装置については、容易に操作ができるもので、かつ、接触、振動等のため不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

もし、自社で機械を使用するために、市販機械の改造や、新たに部品パーツ等を購入し組立、製作する場合には十分に注意してください。

なお、安衛法の「安全装置を具備すべき機械等」に該当する場合は規制が厳しくなります。

次号は、機械の点検、調整、注油などの作業を行う場合の措置について説明します。

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2021
(第6回)

テーマ「コロナ禍で増える「寝酒」、どうする？」

精神科医 夏目 誠

図1. コロナストレス禍の「雑談」

不眠が増加

テレワークなどで神経を使う

寝付きが悪く寝酒を
するようになった

課長

夫の寝酒の量が
増えています

男性社員

女性社員

PIXTA

クスリと車の運転についても知りたい

運送会社員、45歳の岡山さんは

新型コロナ禍でテレワークやオンライン会議、営業方法の変更などで、生活習慣が乱れ、不眠になる人が増加しています。「寝付き」が悪くなれば、「寝れないので、まあ飲むか」で飲酒する男性は多い。実は寝酒は睡眠にとって悪く作用しますので、やめてほしいのです。

事例を紹介します。45歳の貨物運送会社社員の岡山太郎(仮称)さんは疲れている割に寝付きが悪く、そのような状態が数日もつづきました。

寝酒の量がふえていく

ベッドに入る前に日本酒を2合飲んでみると眠気が出てきて、すぐに眠れたのです。しかし、3日間は効果がありましたが、以後は眠りにくくなり、もとの黙阿弥に。飲酒量を3合にふやすと眠れましたが、2日後にはまた眠れなくなりました。

不安になり、思い切って「かかりつけ医」に受診。「疲れているのに寝つけないし、お酒を飲んでも効果がない」と症状を訴えたら、主治医から「『寝酒』はよくないですよ。眠りが浅くなるし、量がふえ依存してしまいます。『寝酒』はやめましょう」と強くいわれました。岡山さんは「何とかしてほしい」と伝えました。

睡眠導入剤の活用

主治医は「副作用が少ない、よい薬を出しましょう」と助言。「先生、クセになりませんか？『睡眠薬中毒』を聞いたことがあります」と反論したら、医師から「昔の『睡眠薬』の話でしょう。今の薬は違います。表に示したように『睡眠導入剤』といって、眠りに自然に導く薬です」、「1回試しにのんでみたらどうでしょう」と助言が。

表. 「昔の睡眠薬」と「現在の睡眠導入剤」との違い

	昔の睡眠薬	睡眠導入剤
主成分	バルビツール系	ベンゾジアゼピン系
作用	無理に寝させる	不安や緊張を減らし睡眠に導入する
副作用	くせになり、量が増える	習慣性は乏しい
毒性	強い、自殺に使われた	低い
その他	現在、ほとんど使われていない	短時間・中時間・長時間作用型がある

車の運転への影響は？ ⇒ 休日前日夜の服用からスタート

彼は「車の運転をしますので、薬の影響は？」と心配そうに尋ねました。主治医は「短時間作用するクスリにします。はやく体内から排出されます」、「ただ最初はクスリに慣れることも含めて、休み前日の就眠時に服用しましょう、あるいは不眠が重なってれば、2日間くらい有給を取りましょう」と助言。「2日間有給を申請します」と言う。

試しに服用してみると眠れましたが、朝方に眠気が残りました。主治医に報告したら、「効きすぎかも。薬を半分に割り、半量を飲んでください」と言われました。このような過程を経て、岡山さんの不眠は軽快しました。

頓用に切り替えた

1カ月もたてば眠れるように。主治医は「眠れないときに薬を飲むだけでも構いません」と助言。薬をのむ回数が減って、月1-2回くらいになっています。

不眠に悩む人は、医師から「睡眠導入剤」を処方してもらうのが良いでしょう。

「早朝・中途覚醒」が持続する人は、専門医受診を

不眠で注意してほしいのは、朝早く目覚め、そのあと眠れない早朝覚醒や夜中に目覚め、眠れないなどの状態が続く場合です。1週間以上続くようであれば「うつ病」の可能性もありますので、専門医に相談しましょう。

最後に「マコトの一言」で締めさせていただきます。



【連載Ⅱ】 事故事例を自分の現場の情報源とするために

解説！「労働災害の『事故の型』」

第6回

今回は、令和2年に死亡災害で顕著に増加した事故の型「7 はさまれ、巻き込まれ」を。

◆前年比倍増「はさまれ、巻き込まれ」◆

○トラックから廃段ボールを卸す際、あおりを固定する部品が破損したため納品先業者の労働者が運転するフォークリフトの作業装置を用いて補修した後、そのフォークリフトを後進させようとして誤って前進させてしまい、フォークリフトの前方で作業していた被災者がトラックとの間に挟まれた＝フォークリフトの無資格運転、誤操作

○ユニッククレーンの荷台に鉄筋を積んで現場に向かう走行中、急勾配の坂道で荷台後方が地面と接触し走行不能となったため、被災者が地上に降りてクレーンを操作して荷の積み替えを行ってからアウトリガーを戻したところ、車両が後退して車輪の下敷きになった＝パーキングブレーキ未使用

○配送先での荷卸し作業を終え、トラックのウイングを格納するためトラック荷台後部でスイッチ操作をしていた際、配送先事業場のフォークリフトが後退してきて操作中の被災者がトラックとの間に挟まれた＝フォーク運転者の後方確認不足

○被災者はトレーラーでコンテナを輸送中、ブレーキに異常を感じ、緩やかな下り坂である道路の路肩に停車させ、トレーラーの牽引台車に潜り復旧作業をしていたところ、動き出したトレーラーの後輪に轢かれた＝エンジンをかけたままサイドブレーキも未使用、車輪止め未措置

○配送先の敷地内で、フォークリフトによる足場材の荷降ろし作業を手伝っていた際、運転台から降りていたフォークリフト運転手が誤ってギアに手を触れたため前進し、フォークの先端にわき腹を挟まれた＝フォークリフト逸走防止未措置

○土砂の搬出現場でタイヤに付着した泥等を落とすために設けられたタイヤ洗浄機にダンプトラックを停車させたところ、同機が異常停止したため下車して操作盤に行き再起動させたところ、トラックが動き出し、これを止めようとしてトラック前輪に轢かれた＝運転位置から離れる際の逸走防止未措置

これら全て令和2年の上期での死亡災害事例の一部です。

昨年1年間での「はさまれ、巻き込まれ」に分類される死亡災害は15件、一昨年が7件（その前年は10件）でしたから激増です。

◆労働災害分類の「はさまれ、巻き込まれ」◆

「はさまれ、巻き込まれ」は、「物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいう」との定義ですから、手指を挟まれた、といった、一般には傷病でいえば挫滅創等の災害が分類されるところです。

ただこの型には「ひかれて巻き込まれる場合を含む」とされていますので、事業場構内でトラックやフォークリフトでひかれる、荷に挟まれるといった災害もここに入ってきます。

◆「はさまれ巻き込まれ」災害と、その対策◆

かねてから「荷役5大災害」とする、同様のこれら挟まれ災害、繰り返し起こっています。

○配送先の倉庫で停車し、トラック後部扉を開めようとした被災者が、ギアがRレンジのままであったことに気づかず（サイドブレーキは引いていた）、トラック荷台とバース端に挟まれた

○駐車場で積み荷の荷崩れ確認を行っていたところ、トラック荷台のステップに掛けていた足が荷台ウイングの開閉ボタンに接触しウイングが締まり、頸椎を挟まれた

○路肩に停車し荷台の建材を点検していたところ、荷台側板が建材に押されて開き、側板とガードレールの間で首を挟まれた

○配送先工場の搬入口にトラックを付け、ロールボックスパレット（荷10kg×30箱）を降ろそうとした際、テールゲートリフターに傾斜が付いた状態で曳いたためロールボックスパレットが倒れて被災者が挟まれた

このように荷崩れや荷に挟まれる災害も多発しています。初歩的なミス、不安全行動が思わぬ大きな災害を惹き起こします。

トラック停車時の輪止め等の逸走防止措置とともに、荷崩れについては、全日本トラック協会が示している「安全輸送のための積付け・固縛方法」（165頁、検索してダウンロード可）なども参考に、確実な固定固縛方法を習得させる必要があります。

令和3年8月25日・10月20日実施

フォークリフト荷役技能検定のご案内



陸災防では、令和3年8月25日(水)*、10月20日(水)*「フォークリフト荷役技能検定試験」を実施します。

この技能検定は、フォークリフト運転技能講習修了者等を対象に、より安全で正確かつ迅速な作業を評価・認定し、労働災害の防止に寄与することを目的とした制度です。

多数のフォークリフト運転者の皆さまのご参加をお待ちしています。

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

技能の程度について

1級 フォークリフト運転技能講習修了後5年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者

2級 フォークリフト運転技能講習修了後3年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者

受検資格

1級 フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者等^(注1)

(注1) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験合格者及びフォークリフト認定1級制度実技試験合格者が対象となります。

フォークリフト認定1級制度実技試験合格者は、学科試験のみの受検となります。

2級 フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者^(注2)

(注2) 令和元年度以前に実施のフォークリフト荷役技能検定2級試験一部合格者は、不合格となっている科目（学科又は実技）を受検できます。

検定日

検定日 **第1回：令和3年8月25日(水)***、**第2回：10月20日(水)***

※…新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催が延期又は中止となる場合があります。

受検会場

令和3年8月25日(水)							
受検地	岩手	秋田	福島	東京	岐阜	愛知	愛媛
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	—	—	—	学科・実技	—

令和3年10月20日(水)						
受検地	北海道	宮城	埼玉	東京	静岡	福岡
1級	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科のみ	学科・実技
2級	学科・実技	学科・実技	学科・実技	学科のみ	学科・実技	学科・実技
2級 リーチ	—	—	学科・実技	—	—	—

1級、2級の実技試験はカウンターバランス式を使用します。



検定についての詳細・お問合せ先

URL http://rikusai.or.jp/event_schedule/forklift_niyaku/

陸災防 技術管理部

TEL 03-3455-3857

MAIL ginou-kentei@rikusai.or.jp

【支部の活動（フォークリフト運転競技大会）】
全国フォークリフト運転競技大会参加に向け、各都道府県で競技大会が開催されています（上位者のご紹介）

陸災防が10月2日(土)、3日(日)中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）にて実施します「第36回全国フォークリフト運転競技大会」への参加選手推薦のため、また、労働災害防止の推進のため、各都道府県支部で「フォークリフト運転競技大会」が開催されております。

5月31日までに開催された各都道府県大会の上位者をご紹介します。（敬称略）

茨城県 大会		
	一般の部	女性の部
第1位	菊池大輔	佐々木久江
第2位	林 祐汰	
第3位	小堤祐次	



茨城県大会上位者、来賓及び茨城県支部の方々

また、今年度予定されております各都道府県支部の「フォークリフト運転競技大会」開催日程をお知らせいたします。

支部開催「フォークリフト運転競技大会」開催日

都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日	都道府県	開催日
北海道	8月7日(土)	埼玉県	7月31日(土)	愛知県	6月27日(日)	徳島県	7月11日(日)
青森県	7月3日(土)	千葉県	学科:7月26日(月) 実技:7月31日(土)	三重県	7月10日(土)	香川県	6月26日(土)
岩手県	学科:7月3日(土) 実技:7月31日(土)	東京都	9月5日(日)	滋賀県	7月31日(土) 共同開催	高知県	9月4日(土)
宮城県	7月25日(日)	神奈川県	8月21日(土)	京都府		福岡県	9月5日(日)
秋田県	7月31日(土)	新潟県	7月4日(日)	大阪府		佐賀県	7月17日(土)
山形県	7月17日(土)	富山県	7月30日(金)	奈良県	8月予定	熊本県	7月11日(日)
福島県	6月25日(金)	石川県	8月21日(土)	和歌山県	8月24日(火)	大分県	7月31日(土)
茨城県	開催終了	福井県	8月28日(土)	鳥取県	7月10日(土)	宮崎県	9月4日(土)
栃木県	7月17日(土)	岐阜県	7月15日(木)	岡山県	8月5日(木)	鹿児島県	7月25日(日)
群馬県	8月7日(土)	静岡県	8月28日(土)	山口県	7月12日(月)	沖縄県	8月14日(土)

小企業無災害記録事業場〔令和3年5月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	株式会社デリバリー本社営業所	19名	平成30年4月1日～令和3年3月31日	富山県
第1種	有限会社牧野運輸	6名	平成29年4月1日～令和2年3月31日	富山県
第2種	東北クリーン運輸株式会社福島営業所	22名	平成28年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第2種	太平洋陸送株式会社伊達出張所	8名	平成28年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第3種	株式会社NSロジ東日本群馬事業所	16人	平成26年4月1日～令和3年3月31日	群馬県
第3種	株式会社厚成社	26名	平成26年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第3種	東北西濃運輸株式会社福島営業所	9名	平成26年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第3種	株式会社此川運輸本社	9名	平成23年5月19日～平成30年5月18日	富山県
第4種	株式会社グットキャリアミエ菰野営業所	6名	平成21年4月7日～平成31年4月6日	三重県
第4種	安達運輸株式会社	20名	平成23年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第4種	丸美青果有限会社	11名	平成23年4月1日～令和3年3月31日	福島県
第4種	株式会社よろずライフ山形営業所	11名	平成21年6月28日～令和元年6月27日	山形県
第4種	有限会社まるよし運輸本社営業所	11名	平成19年7月3日～平成29年7月2日	山形県
第4種	森田商運有限会社	14名	平成21年12月25日～令和元年12月24日	富山県
第5種	群酒輸送株式会社本社営業所	14名	平成18年3月11日～令和3年3月10日	群馬県
第5種	株式会社バイタルエクスプレス山形営業所	17名	平成15年8月22日～平成30年8月21日	山形県
第5種	富樫運輸建設株式会社	21名	平成17年10月26日～令和2年10月25日	山形県
第5種	株式会社バイタルエクスプレス米沢営業所	7名	平成15年8月22日～平成30年8月21日	山形県
第5種	高橋運輸興業株式会社米沢営業所	7名	平成13年6月1日～平成28年5月31日	山形県
第5種	株式会社此川運輸輸送センター	10名	平成18年2月17日～令和3年2月16日	富山県

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害を称えるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

Cool Work, Safe Work

STOP! 熱中症クールワークキャンペーン

厚生労働省、中央労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会などでは5月1日から9月30日まで「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。運送業においては2019年と比べると2020年の熱中症による死傷者数(速報値)は増加しており建設業、製造業に続く件数となっています。
そこで陸災防では熱中症対策用のグッズと小冊子のセットを 会員様向けに 特別価格で販売いたします。

A
セット

ネッククーラー+ 熱中症予防対策小冊子

通常価格 1,188円 ▶ 会員特別価格 **1,000円** (税込)

働く人の熱中症予防
～暑さから身を守ろう～

改訂 第2版 熱中症・夏場対策にはこの一冊!



中央労働災害防止協会 編
8頁 / 4色刷 A5判 定価 110円
熱中症の症状、水分や塩分の補給のしかた、救急処置などについてイラスト入りでわかりやすく解説。人が汗をかく仕組みやアイススラリーによるブレクーリングの効果などを加筆しイラストも新規作成・修正を行った改訂2版。

人気商品 マジクールEX

定価 1,078円

- サイズ:H55×W570mm
- ◆水を含ませて首に巻くだけで冷感が長時間持続するネッククーラー
- ◆気化熱作用で首回りを冷却
- ◆水だけで冷感が20時間持続

MAGICOOL®

NEW! 気化熱作用で首回りを冷却
太い血管が多く集まる頸部を冷やします。

ネッククーラー MAGICOOL®
水だけで冷感持続
スワッシュ&ひんやり
冷感持続 20時間
冷感商品選ばれて800万本突破

繰り返し使えるのでエコで経済的!

B
セット

ヘルメット装着型ファン+ 熱中症予防対策小冊子

通常価格 2,893円 ▶ 会員特別価格 **2,450円** (税込)

リスクを知って 防ごう熱中症
暑くなる前に備える!!

改訂 第2版 携帯できるポケットサイズ



堀江 正知 監修 中央労働災害防止協会 編
16頁 / 4色刷 A6判 定価 220円
現場の職長、リーダー向けにまとめた熱中症予防対策ポケットブック。WBGT値の確認や作業者の健康状況など、朝礼時や作業中のチェックリストに加えて、救急処置の方法についても紹介。第2版では、最新の法令・通達、JISに対応したほか、水分・塩分補給のポイントなどを新たに追加した。現場の日常的な管理に最適。

ヘルメット装着型 マイファンポケット(白)

定価 2,673円

- セット内容:(本体1+充電用USBケーブル1+丸型ベルクロテープ1+ヘルメット固定用ゴムバンド1)
- ◆送風で気化熱効果による冷却を促進!
- ◆USB充電式で最大8時間使用可能!

NEW

MAGICOOL®

ハンディor卓上だけじゃない! ヘルメットやキャップに取付け
ハンズフリー で首裏に送風!!

多機能ハンディファン
マイファンポケット+ヘルメットバンド

軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

ネッククーラー マジクール
くり返し使える 抗菌防臭加工※別売

送風することにより
気化熱効果による冷却を促進!!

現場作業員の
熱中症対策に最適!!
感動的なファンです。もう手放せません!

使用例

※販売商品は白色のみとなります ※ヘルメット、マジクールは別売です
※髪の長い方は、髪を束ねてご使用ください

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策セット

※他のセットは次頁をご覧ください



C
セット **働く人の熱中症予防+**
マジクールEX+マイファンポケット

通常価格 ~~3,861円~~ ▶ 会員特別価格 **3,300円** (税込)




軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

D
セット **リスクを知って防ごう熱中症+**
マジクールEX+マイファンポケット

通常価格 ~~3,971円~~ ▶ 会員特別価格 **3,400円** (税込)




軽量/薄型
約115g/22mm

USB充電式
最大8時間

陸災防 会員様向け特別案内 熱中症対策セット 申込書

お申込先 FAX 03-3453-7561 (こちらの商品のご注文は FAX のみで承っております)

■ FAX送信用ご注文書

2021

貴社名	
所在地 〒	
部課名	ご担当者名
TEL	FAX

品名	No.	金額 (税込)	数量
A セット マジクール EX 働く人の熱中症予防～暑さから身を守ろう～	45366 21548	1,188円 会員特別価格 ▶ 1,000円	
B セット ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える!!	45371 21618	2,893円 会員特別価格 ▶ 2,450円	
C セット マジクール EX + ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) 働く人の熱中症予防～暑さから身を守ろう～	45366 45371 21548	3,861円 会員特別価格 ▶ 3,300円	
D セット マジクール EX + ヘルメット装着型 マイファンポケット(白) リスクを知って 防ごう熱中症 暑くなる前に備える!!	45366 45371 21618	3,971円 会員特別価格 ▶ 3,400円	

● 掲載の用品・図書・発送料は、消費税10%込みの価格となっております。 ● 商品は中央労働災害防止協会より発送されます。請求書を別途郵送いたします。

① 購入図書・用品の合計額が11,000円未満の場合	632円
② 購入図書・用品の合計額が11,000円以上22,000円未満の場合	1,265円
③ 購入図書・用品の合計額が22,000円以上の場合	1,897円

※ 新刊・新製品については、入荷状況により発送が遅れる場合があります。
【キャンセル】ご注文商品出荷後のキャンセルはできません。
【返品・交換】商品の不具合、当方の不備を除き、お客様のご都合によるご注文商品の返品・交換はお受けできません。

お申込 お問い合わせ先：陸上貨物運送事業労働災害防止協会 TEL 03-3455-3857

商品に関するお問い合わせ先：中災防 出版事業部 企画開発課 TEL 03-3452-6844



陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト



ロールボックスパレット及びテールゲートリフターは、物流の効率化や作業者の負担軽減などに貢献する人力荷役機器・装置の一つですが、近年これらに起因する労働災害が多く発生しています。今般、労働安全衛生総合研究所の大西先生の監修により取扱方法等の詳しい解説を掲載し、発刊しました。

A4 判／40 頁／頒価 770 円／平成 30 年 6 月

【DVD】ロールボックスパレットを安全に使用するためのルール



「ロールボックスパレット作業教育担当者テキスト」の補助教材として本 DVD を作成しましたので併せてご活用ください。

DVD／11 分／頒価 770 円／平成 30 年 6 月

ロールボックスパレットの安全作業ハンドブック



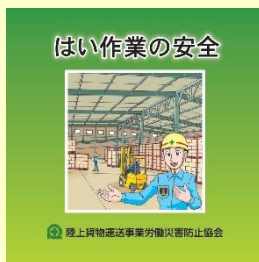
本ハンドブックは、ロールボックスパレットの作業に従事する方々が安全な作業ができるよう、災害事例などを基にイラストを多く使って分かりやすく説明しています。是非、社内の教育用、作業者の携帯用としてご活用ください。

手帳サイズ（10.5×15 cm）16 頁／頒価 220 円／平成 29 年 6 月

セット購入 割引のご案内

テキストと DVD をセットでお買い求めいただきますと、770 円＋770 円＝1,540 円のところ、**セット価格 1,320 円**（税込）にて販売いたします！

【DVD はい作業ビデオ】 はい作業の安全



はい作業の現場で働く方々への安全教育教材としてお使いください！

【主なコンテンツ】

- 災害発生の仕組み
- はい作業の基本
- 荷役運搬機械によるはい付け
はい崩しの安全作業
- 異常発見時の措置

DVD ビデオ／約 21 分／頒価 11,000 円／平成 30 年 1 月

複数購入割引 のご案内

3 枚以上のご注文で
20%OFF!!

2 枚のご注文で
10%OFF!!
(19,800 円)

DVD の
組合せは
自由です！

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトによる安全な荷役運搬作業



フォークリフトの運転は、技能講習等により一定の運転技能が身につくにはいるものの、実際の荷役運搬作業の場面では、必ずしも安全な運転となっていない場合が多く見受けられ、不安全な操作に起因する事故も少なくありません。

この DVD は、フォークリフトによる荷役運搬作業について、安全な運転方法を映像とナレーションで示すことにより、より安全な操作を確認できるものとなっています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

DVD ビデオ／23 分 36 秒／頒価 11,000 円／平成 28 年 10 月

【DVD フォークリフトビデオ】 フォークリフトの作業開始前点検の進め方



「労働安全衛生規則第 151 条の 25（点検）」により定められているフォークリフトの作業開始前点検を実際の点検の様子を映した映像とナレーションにより分かりやすく紹介しています。

また、厚生労働省が示す「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」を実施するときの補助教材としての活用いただけます。

ダイジェスト映像：<http://www.rikusai.or.jp/>

DVD ビデオ／25 分 37 秒／頒価 11,000 円／平成 23 年 2 月

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<荷役災害防止関係>

	荷役災害防止担当者教育用テキスト 頒価 1,595 円	この図書は、厚生労働省の策定した「荷役ガイドライン」で示された「荷役災害防止担当者」の教育用テキストです。 なお、この図書は、陸運業の荷役災害防止担当者にも、また荷主等の荷役災害防止担当者にも使用できる共通の教育用テキストとなっております。 A4判/151頁/令和元年8月 第3版
	作業指揮者必携 ＜安全教育テキスト＞ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」「積卸し作業指揮者」 頒価 1,925 円	車両系荷役運搬機械等を用いて作業する場合の「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車等に積卸しする作業を行う場合の「積卸し作業指揮者」の選任が法令で定められています。 これらの作業指揮者教育を実施する際に必要なテキストとしてとりまとめたものです。 A4判/155頁/令和元年5月 改訂3版
	はい作業安全必携 -はい作業主任者技能講習テキスト- 頒価 1,595 円	本書は、はい作業主任者技能講習用のテキストです。 多くの写真、図、イラスト等を用いて、分かりやすく解説したものであり、技能講習用のテキストとしてだけでなく、はい作業の安全確保のためにも広く事業場で活用いただけるものです。 A4判/180頁/令和2年6月 改訂4版
	荷役運搬機械等によるはい作業の安全 頒価 1,265 円	厚生労働省の「安全衛生教育推進要綱」に基づいて実施することとされている「荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育」について、フォークリフト、クレーン等を用いるはい作業従事者に対する教育用テキストとして作成しました。参考書としてもご利用ください。 A5判/158頁/平成25年6月 改訂2版
	荷役運搬作業の安全作業マニュアル 頒価 1,375 円	荷役運搬機械、設備等についての安全化を進めるうえでご留意いただきたい事項等について、マニュアルの形で取りまとめたものです。本書をモデルとして安全作業マニュアルを作成いただける内容となっております。陸運業以外の業種にも共通して活用いただけます。 A4判/176頁/平成25年5月 改訂2版
	フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト 頒価 1,705 円	フォークリフト運転技能講習を修了してフォークリフトの運転業務に就いている(就く)方を対象とした安全教育・能力向上教育用のテキストです。 なお、運転をする方だけでなく、関係者の参考書としても役立つ内容となっております。 A4判/150頁/令和2年2月 改訂3版
	フォークリフトの安全Q&A50 頒価 990 円	本書は、フォークリフトを使用した荷役作業について、安全担当者、現場責任者、フォークリフト運転作業者が、安全な作業の確保のために知っておくべきことを、質問形式により、分かりやすく説明したものです。 A4判/86頁/平成24年3月 初版
	フォークリフト災害事例集 -災害事例に学ぶ- 頒価 825 円	フォークリフトが関係している災害について、33事例を取り上げ、災害発生の状況、原因、再発防止対策等を取りまとめたものです。巻末には、作業計画の立案と作業指揮者の選任等に関する参考資料を掲載してあります。 A4判/96頁/平成15年5月
	荷役作業従事者のための安全必携 -荷役作業安全ガイドラインの作業者講習用テキスト 陸運事業場用- 頒価 990 円	厚生労働省の策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」では、荷役作業に従事する労働者に対し、荷役作業を安全に行うための教育を実施することが示されています。 このテキストは、荷役作業に従事する陸運事業者の労働者が知っておくべき内容を分かりやすくまとめたものです。 B5判/72頁/平成26年7月 初版



<交通労働災害防止関係>

	新ガイドライン対応 交通労働災害防止担当管理者必携 -交通労働災害防止担当管理者教育テキスト- 頒価 1,595 円	交通労働災害防止担当管理者を新たに選任した場合に行う教育のためのテキストとしてとりまとめたものです。 陸運業関係の法規制等についても具体的に記載して、ガイドラインの内容の理解に資することとしました。陸運業だけではなく、製造業や第三次産業における交通労働災害の防止にも対応した内容のものとなっております。 A4判/263頁/令和元年5月 改訂5版
	交通労働災害防止のためのガイドライン解説書 頒価 1,375 円	厚生労働省が示しているガイドラインについて、その理解をすすめるために、項目ごとに解説をしたものです。 ガイドラインが求める対策は、陸運業だけでなく、商業、建設業、製造業等の業種によって異なることから、解説書では、業種ごとに必要な対策を明確にするとともに、交通事故防止に関係する法令等についても記載しています。 A4判/152頁/平成24年3月

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

<交通労働災害防止関係>

	交通労働災害・ 事事故例集 -災害事例に学ぶ- 頒価 825 円	<p>当協会の各都道府県支部で実施した交通労働災害防止事例研究会の成果を基に、代表的な交通労働災害 30 事例について、事故の特徴や傾向、災害原因となった問題点、災害防止対策等を取りまとめたものです。</p> <p>巻末には災害事例研究の手法を用いて交通労働災害について、原因の究明と防止対策を樹立していく方法を掲載してあります。</p> <p>A4判/97頁/平成15年7月</p>
	職場ですすめる 交通労働災害防止 -ヒヤリ・ハットから 交通KYTまで- 頒価 880円	<p>小規模事業場でも容易に実践することができる交通労働災害防止のための手法として、ヒヤリ・ハット活動、交通危険予知トレーニング、指差し呼称、交通危険マップ等を取りあげ、これらの手法について易しく解説を加えました。また、交通危険予知トレーニングを行える「イラストシート集」を併せて掲載しました。</p> <p>B5判/50頁/平成20年7月 改訂版</p>

<安全管理関係>

	やさしく学ぶ 労働安全衛生関係法令 -陸上貨物運送事業- 頒価 1,210 円	<p>労働安全衛生法は、過去の重大な労働災害を踏まえ、その再発防止のために事業者が何をしなければならないかを示したものです。</p> <p>本書では、左のページに法令を記載し、右のページにてその法令を分かりやすい形に整理して内容の説明を行い、理解しやすいものとしています。</p> <p>是非職場の安全衛生水準の向上にお役立てください。</p> <p>A4判/180頁/令和2年7月</p>
	労働災害としての 過労死を予防するた めの基礎知識 頒価 1,100円	<p>陸運業においては、労働災害としての過労死の予防が大きな課題となっております。</p> <p>過労死の労災認定の状況をはじめ、過労死発祥のメカニズム、労災認定の仕組み、認定基準、企業の責任などについて分かりやすく解説したものです。</p> <p>A4判/87頁/平成28年6月</p>
	高齢者に配慮した 交通・荷役災害防止の 手引き ~高齢者になっても安全・健康に 働くために~ 頒価 1,100 円	<p>高齢者の自動車運転者はもとより、高齢者の荷役作業従事者も対象に、企業としてどのようにしたら高齢従業員に安全・健康に働いてもらうことができるか、また、高齢従業員自身もどのようにしたら安全・健康に働くことができるかを示したものです。</p> <p>A4判/115頁/令和2年7月</p>
	陸運業のための 安全衛生推進者必携 頒価 2,530円	<p>労働安全衛生法では、10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者を選任しなければならないとされています。</p> <p>本書は、陸運業に従事する安全衛生推進者の養成講習用として活用いただけます。</p> <p>腰痛予防及びメンタルヘルス対策についても掲載しています。</p> <p>A4判/208頁/令和2年7月 改訂</p>
	安全管理者必携 -安全管理者選任時研修テキスト- 頒価 2,420 円	<p>平成18年の労働安全衛生法等の改正により、安全管理者の選任要件として、従来の学歴と実務経験に加えて厚生労働大臣が定める「安全管理者選任時研修」の修了が必要となりました。本書は、この研修用テキストで、陸運業における作業の特殊性を加味した内容の研修用テキストです。</p> <p>A4判/168頁/平成22年5月 改訂初版</p>
	リスクアセスメント イラストシート -荷役作業におけるリスクアセ スメントの実際- (第2集) 頒価 1,375 円	<p>荷役作業時の労働災害を防止するためには、「リスクアセスメント」の取組が有効です。本書では、主な荷役作業をイラストで紹介し、演習形式でリスクアセスメントの手法が身につくようにしたもので、リスクアセスメントイラストシートの第2集として新たに15の事例を収録しています。</p> <p>A4判/71頁/平成25年4月 第1版</p>
	リスクアセスメント イラストシート -荷役作業におけるリスクアセ スメントの実際- (第1集) 頒価 1,375 円	<p>事業場でどのようにリスクアセスメントを導入していくかを示すとともに、作業事例に基づくリスクアセスメントの実施方法を分かりやすく紹介しています。</p> <p>さらに、20の作業事例をイラストで示していますので、演習問題としてこれらのリスクアセスメントに取り組むことにより、リスクアセスメントの実践力が身につくようになります。</p> <p>A4判/80頁/平成20年6月 第1版</p>
	陸運業で働く人のはじ めての安全と健康 -雇入れ時等の安全衛生教育テ キスト- 頒価 990円	<p>新規に雇い入れた従業員は、作業のどこに危険があるかよく分からないことから、被災のリスクが高いと考えられます。</p> <p>法定の雇入れ時等の教育で、陸運業の職場に共通する基礎的な事項についての的確に教育するためには、このテキストを活用することが大変に効果的です。</p> <p>A4判/77頁/平成26年5月 改訂初版</p>

安全衛生図書・用品カタログ

(税込価格)

【安全ポスター／紙のぼり】			【資格者ワッペン・シール】			
			 ワッペン		 シール	
			フォークリフト運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm	
			 ワッペン		 シール	
			ショベルローダー等運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm	
安全ポスター No.78	210 円	B2判 (728×515 mm)	 ワッペン		 シール	
令和3年度夏期労働災害防止強調運動用ポスター (スローガン入り) [製作中]			玉掛技能資格者ワッペン・シール		385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm
			 ワッペン		 シール	
			小型移動式クレーン運転資格者ワッペン・シール	385 円	ワッペン 6.5×6.5 cm シール 3.5×3.5 cm	
						【安全旗】
安全ポスター No.79			安全旗(特大)	3,080 円	140×210 cm	
			安全旗(大)	1,760 円	104×156 cm	
			安全旗(中)	1,320 円	86×129 cm	
			安全旗(小)	990 円	70×105 cm	
			【安全衛生旗】			
			安全衛生旗(特大)	3,630 円	140×210 cm	
			安全衛生旗(大)	2,200 円	104×156 cm	
			安全衛生旗(中)	1,540 円	86×129 cm	
			安全衛生旗(小)	1,210 円	70×105 cm	
			安全衛生旗(卓上)	1,650 円	12×16 cm	
標語入り 夏期労働災害防止強調運動紙のぼり	210 円	(250×1,080 mm)				

お申し込みは、陸災防支部または本部へお願いいたします。

陸災防本部 TEL:03-3455-3857



購入方法のご案内

2021年6月

令和3年度 既存不適合機械等更新支援補助金事業 フルハーネス型安全帯・積載形トラッククレーン過負荷防止装置 Web登録はお早めに!! 買換・改修の補助金

補助金申請受付

Web登録期間 積載形トラッククレーン過負荷防止装置：5月7日(金)～7月8日(木)
フルハーネス型安全帯：5月14日(金)～7月15日(木)

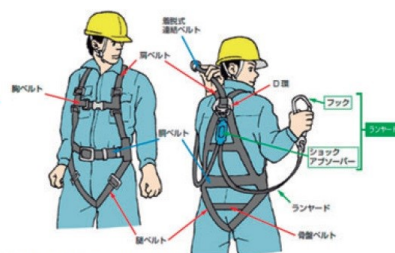
※予算を大幅に上回る申請があった場合、上記期間中であっても公募を中止することがあります。

「建設業労働災害防止協会」(建災防)では、国(厚生労働省)の補助事業者として、中小企業事業者等に対し、構造規格に適合していない既存の機械等の買換・改修経費に補助金を交付します。
交付決定要件等の詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください。

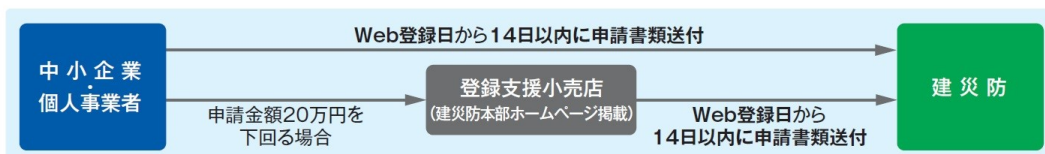
対象となる方
・労働保険に加入している中小企業事業者
・労災保険に特別加入している個人事業者

フルハーネス型安全帯

- ▶補助対象経費
・構造規格を上回る「フルハーネス型安全帯」への買換
- ▶補助金交付額
・1本当たりの上限：10,000円(補助対象経費上限20,000円の1/2)
・同一申請者の合計上限：300,000円

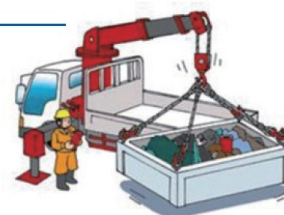


申請方法




積載形トラッククレーン過負荷防止装置

- ▶補助対象経費
・構造規格を上回る(JCAS2209-2018に適合)「積載形トラッククレーンの過負荷防止装置」(つり上げ荷重3トン未満)への買換・改修
- ▶補助金交付額
・1機当たりの上限：500,000円(補助対象経費上限1,000,000円の1/2)
・同一申請者の合計上限：1,500,000円



 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

 建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター TEL.03-6275-1085

詳細は、建災防本部ホームページをご覧ください!! ▶ <https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/index.html>

業種別労働災害発生状況（令和2年確定）

	死亡						死傷					
	令和2年1月～12月 [確定値]		令和元年1月～12月 [確定値]		前年比較		令和2年1月～12月 [確定値]		令和元年1月～12月 [確定値]		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	802	100.0	845	100.0	-43	-5.1	131,156	100.0	125,611	100.0	5,545	4.4
製造業	136	17.0	141	16.7	-5	-3.5	25,675	19.6	26,873	21.4	-1,198	-4.5
鉱業	8	1.0	10	1.2	-2	-20.0	199	0.2	203	0.2	-4	-2.0
建設業	258	32.2	269	31.8	-11	-4.1	14,977	11.4	15,183	12.1	-206	-1.4
交通運輸業	12	1.5	14	1.7	-2	-14.3	2,706	2.1	3,147	2.5	-441	-14.0
陸上貨物運送事業	87	10.8	101	12.0	-14	-13.9	15,815	12.1	15,382	12.2	433	2.8
港湾荷役業	4	0.5	7	0.8	-3	-42.9	330	0.3	376	0.3	-46	-12.2
林業	36	4.5	33	3.9	3	9.1	1,275	1.0	1,248	1.0	27	2.2
農業、畜産・水産業	36	4.5	30	3.6	6	20.0	3,220	2.5	2,991	2.4	229	7.7
第三次産業	225	28.1	240	28.4	-15	-6.3	66,959	51.1	60,208	47.9	6,751	11.2

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全産業	802	191	28	42	48	54	126	164	5	144
製造業	136	21	6	11	7	7	45	6	0	33
建設業	258	95	6	13	27	13	27	37	1	39
交通運輸業	12	3	1	0	0	1	1	3	0	3
その他	309	54	15	14	11	27	38	86	3	61
陸上貨物運送事業	87	18	0	4	3	6	15	32	1	8
同上対前年増減	-14	-1	-1	-1	-2	0	8	-8	1	-10

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年）

確定

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	15,815	4,315	2,604	1,189	695	433	792	1,589	792	8	2,734	664
同上対前年増減	433	36	147	26	14	-31	-63	-84	-39	-3	259	171

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

令和2年の労働災害発生状況につきましては、本誌7ページからの記事をご参照ください。

陸運業 死亡災害の概要（令和2年）

本誌未掲載分の一覧
陸災防調べ

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
2年12月31日	交通事故(道路)	高温・低温環境	男性	45	貨物自動車運転者	24年	大型トラックの運転	被災者は、10tトラックで降雪の高速道路を走行中、多重衝突による交通事故により死亡した。当該災害は、ガードレールに衝突し停車していたトラックに、後続車が追突した車両10台が絡む事故で、被災者のトラックを含む7台が炎上した。事故発生時は冬用タイヤ装着規制が敷かれ、路面が凍結していた。
2年12月29日	墜落・転落	トラック	男性	62	貨物自動車運転者	22年	セミトレーラーの運転	定期便の運行業務において、セミトレーラーで運行途中、一般道を約1時間走行後、行き止まりの車両とほぼ同じ幅の道に入り込んだ後、その場所から脱出しようと車両を後退させたところ右後方をガードレールに接触、接触した場所を確認するため車両から降りた後、脇を流れる川に転落。車両停車位置の下流で発見。その場で死亡が確認されたもの。接触場所は、狭く、周囲に街灯等明かりがなかった。

災害発生日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
2年12月28日	激突され	トラック	男性	45	運転者	21年	石灰荷卸し作業	工場敷地内の軽炭受け入れサイロ(石灰受け入れ用サイロ)前において、被災者が単独でトラック(粉粒体運搬車)にて石灰の荷卸し作業中、車載タンク上部の作業台上(約3.3m)に設置されているマンホールの状態を確認していたところ、石灰が噴出してマンホールの蓋(直径約55cm)が吹き飛び、噴出した石灰とマンホールの蓋が激突し、地上まで墜落したもの。
2年12月25日	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	男性	60	貨物自動車運転者	35年	フォークリフトによる荷の積み込み	被災者がフォークリフトを使用してトラックに荷の積み込み作業を行っていたところ、荷がトラックの荷台内部に接触し積荷が歪んだ。被災者は、エンジンをかけたまま運転席から離れ、ヘッドガードとマストとの間から荷の歪みを修正しようとしたところ、身体の一部がチルトレバーに接触したことにより、マストが後傾し、ヘッドガードとマストの間ではさまれたもの。
2年12月21日	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	男性	50	貨物自動車運転者	4年	トラックへの荷物の手積み	冷蔵倉庫に横付けしたトラックからフォークリフトで荷卸し中、後進していたフォークリフト後方を歩行していた被災者が後輪に巻き込まれ、膝から下を切断し、1月5日に死亡したもの。
2年12月14日	交通事故(道路)	トラック	男性	65	貨物自動車運転者	8年	ダンプトラックの運転中	ダンプトラック(10t)にて、建設現場で出た土砂を積んで国道を走行中、道路左側の空き家に衝突した。
2年12月2日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	63	運転者	47年	荷役作業	構内において、トラック後部の扉を開けようと、トラックに乗り込み前進しようとしたところ、車止めの取り忘れに気づき、エンジンを切らずにシフトをニュートラルにした状態で降車し、左前輪部の車止めを外したところ、輪部の路上が傾斜していたため動き出した。被災者は、トラックの前方にいたため、逸走したトラックに押され、前方に停車していた他車との間に挟まれて被災したもの。
2年12月2日	はさまれ、巻き込まれ	トラック	男性	57	貨物自動車運転者	5年	トラック荷台の扉を閉める作業	10tトラックで運び込んだ金属を現場に降ろした後、荷台の後ろ扉の後方で倒れている被災者が発見され、急性硬膜下血腫により死亡した。なお、後ろ扉と荷台端に被災者の血痕があった。
2年11月5日	激突	フォークリフト	男性	64	フォークリフト運転者	4年	フォークリフトの運転業務	冷凍室内にてリーチ式フォークリフト(以下「リーチリフト」という。)を用いて食肉の搬出する作業を終えてパレット等の片づけ作業を行っていたとき、リーチリフトのフォークを上げた状態で後進したところ、マスト上部が冷凍室の出入り口の上部に激突し、運転していた被災者が運転台から投げ出された。災害発生の5日後に死亡した。
2年8月25日	交通事故(道路)	トラック	男性	59	運転者	2ヶ月	トラック運転	魚市場で大型トラック(ウイング車、積載量10t)に鮮魚10tを積み込み、水産会社に向けを走行中、左カーブで右側ガードレールに衝突して横転した。被災者は運転席に挟まれ約1時間30分後に救出され、病院に搬送したが死亡が確認された。
2年4月15日	その他	その他の起因物	男性	58	積卸し作業	11年	仕分け作業	被災者は貨物センター内にて仕分け作業に従事していた。4月23日、同僚から本社へ「被災者の体調が悪いので病院へ行くよう指示してほしい」との連絡があったため、本社上司より病院へ行くよう指示。27日保健所より新型コロナウイルス検査の結果が陽性であったとの連絡が入る。28日病院に入院した。5月16日死亡。なお作業箇所において被災者以外に患者はいない。
2年3月20日	その他	起因物なし	男性	75	貨物自動車運転者	40年	トラックへの荷積み作業	トラック運転手である被災者が、荷主先において意識不明となり、病院へ救急搬送されたが、入院加療先の病院で死亡したもの。
2年2月14日	その他	起因物なし	男性	53	貨物自動車運転者	2年	運送	業務中に再発性心筋梗塞を発症したもの。
2年1月31日	その他	起因物なし	男性	61	貨物自動車運転者	30ヶ月	トラックの運転中	日用品配達のため、2tトラックを運転して国道を走行中、停車中の乗用車と接触し、そのまま数百メートル走行した地点で、運転席で気を失い停車しているところを付近の住民に発見された。搬送先の病院で脳出血(被殻出血)により死亡した。
2年1月21日	その他	起因物なし	女性	47	貨物自動車運転者	5年	運転者	荷主先で荷卸し後、体調不良の訴えを同僚に電話連絡。同日、かかりつけの病院を受診。救急車で移送され治療を受けたが、くも膜下出血で死亡したもの。

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和3年5月7日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月～4月 [速報値]		令和2年1月～4月 [速報値]		前年比較		令和3年1月～4月 [速報値]		令和2年1月～4月 [速報値]		前年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全産業	183	100.0	203	100.0	-20	-9.9	36,389	100.0	27,665	100.0	8,724	31.5
製造業	30	16.4	28	13.8	2	7.1	6,913	19.0	6,213	22.5	700	11.3
鉱業	2	1.1	2	1.0	0	0.0	62	0.2	57	0.2	5	8.8
建設業	75	41.0	78	38.4	-3	-3.8	3,853	10.6	3,525	12.7	328	9.3
交通運輸事業	0	0.0	2	1.0	-2	-100.0	768	2.1	775	2.8	-7	-0.9
陸上貨物運送事業	22	12.0	20	9.9	2	10.0	4,330	11.9	3,785	13.7	545	14.4
港湾運送業	0	0.0	1	0.5	-1	-100.0	91	0.3	95	0.3	-4	-4.2
林業	11	6.0	14	6.9	-3	-21.4	339	0.9	363	1.3	-24	-6.6
農業、畜産・水産業	8	4.4	6	3.0	2	33.3	717	2.0	647	2.3	70	10.8
第三次産業	35	19.1	52	25.6	-17	-32.7	19,316	53.1	12,205	44.1	7,111	58.3

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月～4月）

令和3年5月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	その他
全産業	183	57	7	7	17	16	35	26	1	17
製造業	30	5	1	1	1	2	17	0	0	3
建設業	75	30	2	3	14	3	8	7	1	7
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	56	17	4	0	1	8	9	10	0	7
陸上貨物運送事業	22	5	0	3	1	3	1	9	0	0
同上対前年増減	2	-1	0	2	-1	2	-2	4	0	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月～4月）

令和3年5月7日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	4,330	1,228	900	324	190	105	199	395	208	3	694	84
同上対前年増減	545	103	204	41	43	-14	5	17	35	-1	120	-8

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

死亡災害では前年から2件増加の22件となり、4月に増加した3件は「墜落・転落」1件、「交通事故（道路）」2件であった。特に「交通事故（道路）」においては、前年から4件増加していて、死亡事故の割合が約41%（前年25%）と高くなっている。

死傷災害では前年と比べて545件増加の4,330件となった。「墜落・転落」においては、前月発表時（1月～3月）には前年比較+40件であったが、今回+103件となり、大きく差が開いている。また、「転倒」においても前年から+204件と増加が続いている。

陸運業 死亡災害の概要（令和3年4月）

令和3年5月7日現在
陸災防調べ

災害発生月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験期間	被災時の作業内容	災害の概要
3年4月5日	交通事故（道路）	トラック	男性	23	運転者	5年	トラック（中型車）の運転作業	トラック（中型車）で荷物を運搬する途中、峠の下りで左カーブを曲がり切れずに反対車線のガードレールを突き破り、約5mの林にトラックが転落し、トラックを運転していた被災者が脳挫傷で死亡した。
3年3月18日	墜落・転落	はしご等	男性	71	車両等検査、整備作業	20年	脚立を使用してのコーキング作業	被災者は、会社敷地内において、脚立を使用してトレーラーシャーシに積載されたコンテナ（L=7.52m、B=2.45m、H=2.2m）側面のコーキング作業を行っていたところ、脚立から転落し、頭部を地面に打ちつけた。保護帽未着用。搬送先の病院で即日手術が行われ、入院加療を継続していたところ、急性硬膜下血腫により死亡した。
3年3月15日	交通事故（道路）	トラック	男性	52	運転者	1年	トラック運転	被災者は、14tの荷（1箱10kg×1400箱）を最大積載量18.6tのトラックに積み込み走行していた。走行している際に、緩やかなカーブでトラックは横転し、そのまま路外に逸脱し、トラックを運転していた被災者が死亡した。

(注) 後日、内容については、削除又は記載内容を修正する場合があります。

広報誌をお届けします(無料)!

陸災防広報誌をEメールでお届けします。
ご登録は、陸災防ホームページからの登録またはファックスするだけです。

FAX
登録方法

STEP1

次の登録申込書に必要事項をご記入ください。

STEP2

申込書をそのままFAXしてください(FAX番号 03-3453-7561)。

陸災防の広報誌 お届け先 **登録申込書** ▷▷▷ FAX 03-3453-7561

事業場名 または 個人名			
都道府県	陸災防 会員の別	<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員 (賛助会員含む)	
電話番号	FAX番号		
メールアドレス			

(注) 次のURLから「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）の広報誌

「陸運と安全衛生」のご案内

お届けする広報誌の内容

- 陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」を毎月10日にお届けします。
陸災防会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例などを掲載しています。
- 安全と健康に関する様々な情報（厚生労働省情報など）をお届けします。
- 検定、研修会、講座の開催をご案内します。

このサービスは、陸災防の広報誌「陸運と安全衛生」をEメールにてお届けするものです。登録料、購読料などは不要です。

ご登録いただいていない皆様、安全衛生情報源としてぜひご活用ください。

また、ご登録済みの方は、同僚、取引先の皆様へ広報誌をご紹介ください。



お問い合わせ先

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 本部 業務部 広報課

TEL 03-3455-3857 FAX 03-3453-7561